



# 栃木県公報

平成26年  
6月17日(火)  
第2589号

## 目次

	告 示	
○指定施業要件変更予定保安林	.....	537
	公 告	
○県営土地改良事業の工事完了	.....	538
	選挙管理委員会	
○選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示	.....	539

## 告 示

### 栃木県告示第295号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 6月17日

栃木県知事 福 田 富 一

#### I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
日光市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
大田原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
日光市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。  
日光市（次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日光市（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

公 告

○県営土地改良事業の工事完了

県営土地改良事業について次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年6月17日

栃木県知事 福田 富一

事業名	完了年月日
県営中山間那須清流（梓）地区土地改良（区画整理）事業（1号換地区）	平成24年5月9日
県営中山間那須清流（梓）地区土地改良（区画整理）事業（2号換地区）	平成25年7月31日
県営中山間那須清流（梓）地区土地改良（区画整理）事業（3号換地区）	平成26年3月31日
県営中山間那須清流（梓）地区土地改良（区画整理）事業（4号換地区）	平成26年3月31日

(農地整備課)

選挙管理委員会

## 栃木県選挙管理委員会告示第40号

平成26年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成26年6月17日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,512人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
303,194人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
140,186人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

足 利 市 選 挙 区	41,741人
栃 木 市 ・ 岩 舟 町 選 挙 区	43,132人
佐 野 市 選 挙 区	33,390人
鹿 沼 市 ・ 西 方 町 選 挙 区	29,292人
日 光 市 選 挙 区	24,657人
小 山 市 ・ 野 木 町 選 挙 区	50,689人
真 岡 市 選 挙 区	21,151人
大 田 原 市 選 挙 区	19,938人
矢 板 市 選 挙 区	9,398人
那 須 塩 原 市 ・ 那 須 町 選 挙 区	39,182人
さ くら 市 ・ 塩 谷 郡 選 挙 区	23,476人
那 須 烏 山 市 ・ 那 珂 川 町 選 挙 区	13,262人
下 野 市 選 挙 区	16,117人
芳 賀 郡 選 挙 区	18,562人
下 都 賀 郡 北 部 選 挙 区	10,830人